

三次市立八次中学校通信校訓『**創造**』 教育目標『**自律と貢献**』～「**本気・感動・探究・継続**」～

※ ①～③の内容は、令和3年の6月配布の学校通信に掲載した内容の抜粋です。

①SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）について

SNSは、とても身近で便利なコミュニケーション手段であると言えますが、光と影の部分の存在に着目する必要があります。例えば、アカウントの不正利用や、詐欺、ウイルスの被害をはじめ、プライバシー設定が不十分であったり、友人としていた人から、内容を引用されることなどにより、書きこんだ情報が思わぬ形で拡散してしまうといったケース等です。

また、利用者同士が交流しながら楽しめる、ソーシャルゲームも普及していますが、反面、時間の浪費やゲームに熱中するあまり、課金や昼夜逆転などにいたるケースも散見されています。

とりわけ、幼児期から学童期段階で、使用する時間や内容が不適切な状況が続くと、日々の生活習慣に影響し、学ぶ意欲や学力の定着にも影響しかねない事態となっています。

これら、SNSは、基本的にインターネット上（誰からでも見られる状態）に情報が公開されていることに、変わりないということを念頭に置いて、書き込む内容には、十分に注意をしながら利用する必要があります。使用時間や内容は、こどもの発達段階に応じて、家族内で信頼感を持って約束したり、学校では、適切な使用方法や内容について、繰り返し学ぶ機会を持つなど学校と各ご家庭が、こどもの自律に向けて、協力して向き合うことが、より良い方向に導くことになると考えています。

②SNS（ソーシャルゲーム含む）の状況について

これまで、学校で把握しているSNSの影の部分とも言える、いわゆる問題点は、学校とご家庭のどちらも、「知らない」「見えない」ところでいつのまにか問題が大きくなっているケースです。子どもは、自分に都合の悪いことは大人に言わない傾向にあります。

中でも、誹謗中傷の書き込みや、勝手な判断で、個人データや写真の転送等は、社会的に認められておらず、相手の心を傷つけるだけでなく、人の命に関わる重大な問題に繋がる危険性を秘めています。

問題が表面化した時には、すでに難しい状況が見られます。学校では、生徒の事実を聞き取り、保護者の方にも相談をさせていただいておりますが、解決に向けましては、生徒同士の間人間関係や、各ご家庭の事情等も関係しており、多くの時間を費やし、指導の難しさを感じております。状況によりましては、青少年の健全育成と再発防止の視点から、保護者の方とともに、関係機関への相談を必要とする場合もあります。

SNSによる問題は、たとえ解決したように見えても、関係者の気持ちの不安は続いていることもあます。むしろ機器を所持させなければよかったと振り返るケースもあります。

③SNS の適切な利用に向けて

現在、学校では、毎日の学習内容を、より効果的に進めるためのひとつの道具として、タブレット端末（アイパッド：i p a d）を使用しています。より効果的な使用となるよう、学校の授業や、今後、家庭に持ち帰ってでの使用を工夫しています。これは、学習に必要なものとして、今回の SNS の利用とは、区別して考えたいと思います。

現在の SNS（ソーシャルゲーム含む）の適切な利用に向けては、これまでも各ご家庭におきまして、使用の約束やルールを決めていただいたり、不適切な書き込みや、写真等の送信は、してはいけないことをお子様とお話いただいておりますが、今回は、改めまして、下記の1点について、各ご家庭での協力をお願い申し上げます。

そして、自らの進路を決定していく、大切な中学時代を有意義に生活し、自分の目標や夢に繋がる、より良い毎日を送る子どもたちの支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます

ご協力のお願い ● SNS の利用の在り方について、お子様とお話をしてください。

SNS 上の誹謗中傷抑止のための「侮辱罪」の厳罰化

政府は3月、インターネット上の誹謗中傷を抑止するため、「侮辱罪」を厳罰化することを盛り込んだ刑法などの改正案を閣議決定しました。

侮辱罪は公然と人を侮辱した行為に適用され、現行の法定刑は「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」となっており、これを改正案では「1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金、または拘留もしくは科料」としました。ネット上で他人を中傷する行為は犯罪であり、重大な人権侵害にほかならないとされています。

SNS の利用について、繰り返し生徒に注意をしている内容

スマホやタブレットにより人の悪口陰口は誹謗中傷となり、侮辱罪という法に反し罰金や懲役という厳しい処置となることが決定されました。

スクリーンショット（画面記録）等で人の写真を無断で送信受信すると、肖像権の侵害や人権侵害に当たる場合があります。

また、これらのことは、いじめにつながり、いじめ防止対策推進法という法律の「いじめの定義」に触れ、絶対に許されません。自分は、いじめるつもりはないと言っても、相手の気持ちが大切なのです。もし有ればすぐに家族に相談し、警察への相談も必要な場合があります。

スマホ、タブレットを使用する時は、自分で時間を決めて正しく使う習慣を身につけて下さい。

SNS の適切な利用について、保護者の皆様へお願い

生徒指導規程第8条（校外の生活）（8）情報通信機器④の内容より

スマートフォンやタブレット等の SNS の利用に関しては、問題やトラブルを未然に防止するためにも、家庭内での約束やルールを決め、必要に応じてフィルタリング等を利用する。もし、問題やトラブルの被害者又は加害者となった場合は、保護者がその対応及び指導することを原則とする。（スマホ詐欺、誹謗中傷、無断で他者の個人情報・写真を送信・拡散等があった場合は、青少年健全育成の視点からも、保護者が警察へ相談をする）

なお、生徒同士の関係性を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う。

全ての生徒の安全、安心を確保し、生徒の学校生活を充実させるために、保護者の皆様の、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。